

平成 30 年 7 月 8 日

## 平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨にかかる 災害に対する金融上の措置について

倉吉信用金庫  
理事長 笠見 和則

今回の平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による被害に遭われた皆さまに心より  
お見舞い申し上げます。

当金庫では、今回の災害による被害により災害救助法が適用された鳥取県鳥取市、八頭郡  
若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町内の被災者の皆さまに対し、状況に応じ以下の金融上  
の措置を適切に講ずることとしましたのでお知らせします。

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をも  
って預金者であることを確認して払戻しに応じます。
2. 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応じます。
3. 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応じます。また、当該預金等を  
担保とする貸付にも応じます。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適  
宜話し合いのうえ取立ができることとします。
5. 今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引  
停止処分に対する配慮を行います。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解  
除等についても同様に配慮します。
6. 損傷した紙幣や貨幣の引換えに応じます。
7. 国債を紛失した場合の相談に応じます。
8. 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出  
書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予  
等の貸付条件の変更等、災害の影響を受けているお客さまの便宜を考慮した適時的確な措  
置を講じます。
9. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果  
等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応じます。
10. 罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真  
の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、災害被災  
者の便宜を考慮した取扱いとします。
11. 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮します。また、窓口における営業が出  
来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等にお  
いて預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講じます。

なお、災害救助法の適用区域外のお客さまからのご相談にも応じております。

### 【ご相談受付窓口】

倉吉信用金庫 本部および各支店 平日 9:00～17:30  
ホームページご相談窓口 <https://www.kurashin.co.jp>